

日光市公式 X（旧 Twitter）運用ポリシー

（目的）

第1条 このポリシーは、日光市企画総務部秘書広報課がソーシャルメディアサービスである X（旧 Twitter）について、主にシティプロモーションの観点から、市民等への情報提供媒体として運用するため、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 このポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- （1）X インターネットを利用し、140 字以内の短い文章を、不特定多数のインターネット利用者に公開できる手段をいう。
- （2）公式 X 日光市企画総務部秘書広報課が設置・運用する X をいう。
- （3）公式 LINE 日光市企画総務部秘書広報課が設置・運用する LINE をいう。
- （4）アカウント X を設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- （5）ポスト X に文章を投稿する行為及び投稿された文章をいう。
- （6）リプライ 他のユーザーのポストに返信することをいう。
- （7）いいね 他のユーザーのポストに専用ボタンを押下し、好意・共感等の反応を示すことをいう。
- （8）リポスト 他のユーザーのポストを引用して投稿することをいう。（なお、その際に、併せて引用文を追加して投稿する場合には、引用リポストという。）
- （9）フォロー 他のユーザーのポストを受信できるように、当該ユーザーのアカウントを登録することをいう。

（運営主体）

第3条 公式 X の運営主体は市とし、アカウントの管理及びポストの発信は、企画総務部秘書広報課シティプロモーション係（以下、「シティプロモーション係」という。）が行う。

2 ユーザー名は、「日光市」とする。

3 アカウントの管理責任者は、秘書広報課長とする。

（公式ホームページでの明示）

第4条 市は、成りすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体として公式 X のユーザー名及び本運用ポリシーを市の公式ホームページ上に明示する。

（公式 X プロフィール欄での明示）

第5条 市は、アカウントの運営主体、発信内容、発信方法等について、公式 X のプロフィール欄に明示する。

(発信内容)

第6条 公式 X では、以下の内容であって、特に情報拡散を期待するものについて、シティプロモーション係が選別した上でポストする。ただし、(4) 及び (5) については、原則として、公式 LINE での発信を優先する。

- (1) シティプロモーション、ブランディング等に関する情報
- (2) 秘書広報課の取組に関する情報
- (3) 市長の公務情報
- (4) 市ホームページ等に掲載した各課取組の概要、リンク情報等
- (5) 災害関連情報
- (6) その他、管理責任者が必要と認める情報

(リプライ、リポスト及びフォローの制限)

第7条 市は、原則としてリプライ、いいね、リポスト及びフォローは行わない。ただし、国、地方公共団体、公益法人等が発信したポスト・アカウント、市が実施する事業の関係事業者等が発信したポスト・アカウント、その他シティプロモーションの観点から有益なポスト・アカウントで、管理責任者が必要と認めるものはこの限りではない。

(ホームページとのリンク)

第8条 ポストに記載するリンク先は、原則として市が運営するホームページのみとする。ただし、国、地方公共団体又は公益法人等が開設したホームページ、市が実施する事業の関係事業者等が開設したホームページ、その他シティプロモーションの観点から有益なホームページで、管理責任者が必要と認めるものはこの限りではない。

(運用期間及び運用の停止)

第9条 公式 X の運用開始は、令和6年11月1日からとし、原則として終期は設定しない。ただし、諸般の事業により、運用の継続が困難になった場合には、その理由を市の公式ホームページに明記し、公式 X の運用を停止する。

- 2 令和6年11月1月から、概ね3ヶ月間を試験運用期間とする。この間に、運用を継続する上で重大な問題が発見された場合には、前項の規定に関わらず、公式 X の運用を停止する。

(運用時間)

第10条 公式 X の運用時間は、原則として月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分とする（祝日及び年末年始を除く）。ただし、それ以外であっても、事業の対応状況や災害情報など、必要に応じて発信を行う。

(禁止事項)

第 11 条 以下に定める内容の投稿が認められた場合には、管理責任者の判断により、投稿の削除又はアカウントのブロック等を行う。

- (1) 法律、法令等に違反するもの、または違反する恐れがあるもの
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教、営利、選挙活動を目的とするものまたはこれに類似するもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権などの第三者の権利を侵害する恐れのあるもののほか、法令や公序良俗に反するもの
- (5) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (6) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (7) 本人の承諾なく個人情報に特定・開示・漏えいするなどプライバシーを害するもの
- (8) 有害なプログラム等
- (9) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (10) 第三者の知的財産権、プライバシーを侵害する恐れのあるもの
- (11) 本市を含む、第三者になりすます行為など虚偽の内容のもの
- (12) X (旧 Twitter) ルールに違反するもの
- (13) その他、市が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

(知的財産権)

第 12 条 公式 X に掲載している個々の情報（テキスト、画像等）に関する知的財産権は、市又は原著作者に帰属する。私的使用又は引用等著作権法上認められた行為を除き、引用等を行う際は適宜の方法により、予め管理責任者に申し出ること。

(免責事項)

第 13 条 市は、X 利用者により投稿された公式 X に対する、「リプライ」、「リポスト」、「コメント」等について、一切の責任を負わない。また、X 利用者間又は X 利用者と第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切の責任を負わない。

2 予告なく本運用ポリシーの変更や運用方法の見直しを行うことがある。

(その他)

第 14 条 その他、公式 SNS の運用について必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附 則

この運用ポリシーは、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。